

総社市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月11日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第39号

総社市給水条例の一部を改正する条例

総社市給水条例（平成17年総社市条例第210号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（工事の施行） 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の規定により指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2及び3 略</p>	<p>（工事の施行） 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。  2及び3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。